

## 1. いじめの定義とその要素

いじめは以下の要素さえ満たしていれば、全ていじめとして積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立ち、迅速に対応することが重要である。なお、いじめ防止対策推進法及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシーは、教職員によるいじめの放置や隠蔽などの数多くの立法事実を踏まえ被害者保護を徹底する観点から被害学生の主観に基づきいじめの有無を判断するものとして（3）の要件さえ満たせばいじめとして認定しなければならないこととし、被害学生等に（1）又は（2）の事実関係の立証を求めていることに留意すること。特に、いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

- （1）行為をした者 A と行為の対象となった者 B が共に学生であるなど、A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- （2）A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと（インターネット等を通じて行われるものを含む）
- （3）当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること
- （4）いじめの態様はガイドラインの「II. いじめの態様」によるものとする。

## 2. いじめの様態

具体的ないじめの様態としては、

- （1）冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- （2）仲間外れ、集団による無視をされる。
- （3）軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- （4）ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- （5）金品をたかられる。
- （6）所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- （7）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- （8）上記（7）の様子を撮影される、他者に送信される。
- （9）パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしかや悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。また、いじめを受けている学生がそれを否定等する場合や、そもそも「いじめている」という意識、認

識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、いじめは子ども社会において起り得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。また、いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いていたたり、態様を変えて行われていることがあり、さらにいじめを受けた学生の心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払う必要がある。

#### 4. 学校及び教職員の責務

- (1) 本校及び本校の教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、本校に在籍する学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- (2) 本校の全ての教職員は、「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（令和2年4月30日改訂。以下「ポリシー」という。）及びガイドライン並びに「弓削商船高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下「基本計画」という。）の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- (3) 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- (4) 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

#### 5. いじめ防止プログラム

##### (1) 研修による啓発と理解促進

- ① 学生に対する啓発：いじめに対する正しい理解と防止を目的に、全ての学生に対し、毎年「いじめ防止研修」を行う。高専生としての自覚を持ち、後輩・同級生に対するいじめを防止することに寄与すると想定される。
- ② 新入生に対する啓発：1年生に対しては、新たな環境での対人関係を円滑に築き、いじめを防止できるよう、対人関係形成やアサーティブ・コミュニケーション（自分と相手の意思を大切にした対人関係技法）に関する内容も含め、研修を複数回実施する。対人関係を円滑に形成できることで、いじめに対する理解が醸成され、い

じめを防止できると想定される。

- ③ 教職員に対する啓発：いじめを許さない学校風土を形成するため、毎年「いじめ・ハラスメント防止研修」を行う。教職員がいじめの様態等を正しく理解し、いじめを許さない姿勢を持つことで、いじめに発展しかねない「いじり」や言動が減少し、いじめを防止できると想定される。
- ④ 学校の姿勢提示：いじめに対しては、学校が組織として一丸となって対応すること、及びいじめの発生時における学校の対応を学生及び保護者に対しあらかじめ示しておくことで、学生が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、早期発見に資することとなり、いじめの加害行為の抑止につなげる。

## (2) 調査等による未然防止

- ① 年に2回、全ての学生に対し、①いじめを受けていないか、②学校でいじめと思われる言動を見聞きしていないか、について簡易な調査を実施する。いじめやいじめにつながりかねない言動を早期に把握・対応することで、いじめを未然防止し、深刻化を防ぐ。
- ② 年に2回、全ての学生に対し、学校生活やいじめに関するアンケートを実施する。アンケートを通し、いじめやいじめにつながりかねない言動を早期に把握・対応することで、いじめを未然防止し、深刻化を防ぐ。
- ③ なお、アンケート結果は弓削商船高等専門学校いじめ対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）において検討および評価を行い、次回以降のアンケートを改善するよう努める。
- ④ 学生相談室等の相談窓口の利用等を広く周知する。

## (3) 早期発見・早期対応

- ① 全教職員が学生を見守り、いじめに関連するシグナルを見逃さないよう努める。特に、寮生活では、寮務関係職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さない。
- ② いじめの通報や相談があった場合やいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、対処方針を決定する。いじめ防止対策推進法の定義にのっとり、被害学生の主観に基づきいじめが疑われると判断した場合は、直ちに加害行為をやめさせる措置を実施する。
- ③ いじめを確認した際には、24時間以内に高専機構本部に報告する。
- ④ いじめの被害者への心のケアはもとより、加害者に対しても教育的に指導を行い、再発を防止する。
- ⑤ インターネットを通じていじめが行われた場合、当該いじめを受けた学生又はその保護者による当該いじめに係る情報の削除又は発信者情報の開示請求に対して、適切な説明をもって対応する。

6. 令和4年度の年間活動計画は、以下のとおりとする。

年 間 活 動 計 画		
月	実施事項	取組方法
4	新年度アンケート	新年度アンケートを実施し、学生の学校生活状況を把握する。
	第1回新入生研修	適切な対人関係を理解させる研修を行う（学生相談室の案内、教職員へ報告・相談の方法を理解する、対人関係の距離感について学ぶ）。
	第2回新入生研修	自分と他者とのどちらともを大切にする態度やアサーションを学び実践させる研修を行う。
	第3回新入生研修	ストレスについて知り、コーピングを身に付けさせる研修を行う。
	KOSEN 健康相談室の周知	HP および通知文により、KOSEN 健康相談室の利用について周知する。
	第1回新入生対象情報モラル講習	校内担当者により、インターネット上でのいじめを防止について理解させる講習を行う。
	情報モラルに関する周知	学級担任により、インターネット上でのいじめを防止について理解させる。
5	いじめ対策委員会	令和4年度における年間活動計画確認
	教職員対象学生支援研修	校長、学生主事、カウンセラーにより、学生対応や面談の基本について研修を行う。
	第2回1年生対象情報モラル講習	インターネット上でのいじめを防止について学生に理解させる。アンケートを利用した理解度の確認を実施する。
	学生相談室およびカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの周知	学生相談室とカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの取り組みや利用方法について周知する。
	いじめ相談窓口の周知	学生および保護者に対していじめ相談窓口の周知を行う。
	HP による学外相談機関の情報提供	HP を用い学外の相談機関について学生・保護者に情報提供する。
	前期いじめ防止アンケート	いじめに関する調査を行う。
6	いじめ相談窓口担当者 初期対応研修	カウンセラーによるいじめ相談窓口職員を対象とした研修会を行う。

7	いじめ防止研修	カウンセラーによる学生対象研修会を行う。
	いじめ対策委員会	新年度アンケートの内容に関する検討を行う。
8		
9	保護者対象いじめアンケート	保護者対象のいじめに関する調査を行う。
	教職員対象いじめ・体罰・ハラスメント防止研修	カウンセラーによる教職員を対象とした研修会を行う。
	いじめ対策委員会	アンケートの内容に関する検討を行う。
10	後期アンケート（学校適応感尺度調査）	後期アンケートを実施し、学生の学校生活状況を把握する。
	教職員対象いじめ・体罰・ハラスメントに関するアンケート	いじめ等の状況についてアンケートを行いいじめ防止意識の醸成を図る。チェックシートを利用した理解度の確認を行う。
11	いじめ対策委員会	保護者、教職員アンケート結果に関する検討評価を行う。
	保護者対象の面談	カウンセラーによる保護者対象の面談を行う。
	保護者講演会	カウンセラーによる保護者を対象とした講演会を行う。
	後期いじめ・体罰・ハラスメントアンケート	いじめ・体罰・ハラスメントに関する調査を行う。
12		
1	いじめ対策委員会	後期アンケート結果とその対応に関する検討評価を行う。
2		
3	いじめ対策委員会	アンケートに関する検討評価と、本いじめ防止プログラムに対する評価検証を行う。 今年度の活動計画による実施結果の評価と改善を行う。 基本計画の見直しを行う。

以上